

電子商取引表示調査員の概要

資料 4－1

消費者庁では、景品表示法の適切な運用に資するため、一般消費者を「電子商取引表示調査員」としてインターネット上の広告表示についての調査を委嘱し、問題となる可能性がある表示について報告を受け、景品表示法違反のおそれがある事案の発見等に活用。

電子商取引表示調査員

例：「飲むだけで
1週間で
マイナス4kg！」



報 告

消費者庁



報告内容のイメージ

- ・被疑事業者名
- ・被疑事業者住所
- ・被疑事業者連絡先
- ・問題があると思われるウェブサイトのアドレス
- ・問題があると思われる表示の商品名・役務名
- ・問題があると思われる表示・行為の内容

各調査員から寄せられた情報は、景品表示法違反被疑事案の端緒把握などに活用

(参考) 景品表示法(表示関係)の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、一般消費者に誤認される不当な表示（虚偽・誇大広告等）を禁止。

不当な表示の禁止の類型

① 優良誤認表示（景品表示法5条1号）

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- ② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

② 有利誤認表示（景品表示法5条2号）

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

- ① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

③ 商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（景品表示法5条3号）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示 | ② 商品の原産国に関する不当な表示 |
| ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 | ④ 不動産のおとり広告に関する表示 |
| ⑤ おとり広告に関する表示 | ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示 |